

写

6 消安第 6803 号
環自総発第 2504241 号
令和 7 年 4 月 24 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公印省略)

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験
の受験資格認定の取扱い等についての一部改正について

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日付け 4 消安第 1696 号・環自総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

写

6 消安第 6803 号
環自総発第 2504241 号
令和 7 年 4 月 24 日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長	}	殿
公益社団法人日本獣医師会 会長		
公益社団法人日本動物病院協会 会長		
一般社団法人日本小動物獣医師会 会長		
一般社団法人 T e a m H O P E 代表		
一般社団法人日本動物看護職協会 会長		
公益社団法人日本愛玩動物協会 会長		
一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長		
一般社団法人全国動物教育協会 会長		
一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長		
一般社団法人日本動物専門学校協会 理事長		
一般社団法人全国動物専門学校協会 会長		
一般社団法人日本ペットビジネススクール協会 会長		
一般社団法人ジャパンケネルクラブ 理事長		
一般社団法人日本動物看護学会 理事長		
特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 会長		
一般社団法人全国専修学校動物系教育協会 会長		

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公印省略)

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験
の受験資格認定の取扱い等についての一部改正について

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資
格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日付け 4 消安第 1696 号・環自
総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）の
一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知いただきたい。

- 愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について（令和 4 年 6 月 30 日付け 4 消安第 1696 号・環自総発第 2206301 号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。 1 （略） 2. 認定基準 以下の（１）から（３）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。 （１） （略） （２）教育科目の履修 愛玩動物看護師養成所指定規則（<u>令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号。以下「養成所指定規則」という。</u>）別表等に規定する科目と<u>おおむね同等以上（養成所指定規則で定める教育内</u>	別添 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。 1 （略） 2. 認定基準 以下の（１）から（３）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。 （１） （略） （２）教育科目の履修 愛玩動物看護師養成所指定規則（<u>令和 3 年農林水産省・環境省令第 7 号）別表等に規定する科目とおおむね同等以上の科目</u>を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上

容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和３年３月30日）のうち「〔４〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。）の科目を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上を履修していること。

（３）日本語能力

日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験１級の認定を受けていること。

３．必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（１）～（４）（略）

（５）卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する免許又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

（６）・（７）（略）

（８）日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験１級認定書及び成績書の写し

を履修していること。

（３）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験１級の認定を受けていること、又はこれと同等以上と認められる者であること。

３．必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（１）～（４）（略）

（５）卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

（６）・（７）（略）

（８）日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験１級認定書及び成績書の写し又は日本語能力試験１級と同等以上の日本語能力を有することを証する書類

(9) (略)

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 提出書類の部数は各1部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、提出書類の持参・送付先及び締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

2・3 (略)

4. 申請者の履修科目が、養成所指定規則で定める教育内容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和3年3月30日）のうち「〔4〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。

5. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6・7 (略)

8. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に相談をすること。相談先は、愛玩動物看護師国家試験日程

(9) (略)

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 提出書類の部数は各1部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、書類提出の締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

2・3 (略)

(新設)

4. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

5・6 (略)

7. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に相談をすること。

に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

様式 3

氏名

愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の 履修科目	時間数
	科目名	時間数		
基礎動物学	(略)	(略)		
	小計	360	(略)	(略)
基礎動物 看護学	(略)	(略)		
	小計	270	(略)	(略)
臨床動物 看護学	(略)	(略)		
	小計	360	(略)	(略)
愛護・適正 飼養学	(略)	(略)		
	小計	210	(略)	(略)
実習	(略)	(略)		
	小計	600	(略)	(略)
総計		(略)	(略)	(略)

※必要に応じ行を追加すること。

様式 3

氏名

愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の 履修科目	時間数
	科目名	時間数 (参考)		
基礎動物学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
基礎動物 看護学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
臨床動物 看護学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
愛護・適正 飼養学	(略)	(略)		
			(略)	(略)
実習	(略)	(略)		
			(略)	(略)
総計		(略)	(略)	(略)

※必要に応じ行を追加すること。

愛玩動物看護師国家試験受験資格認定

制 定 令和4年6月30日 4消安第1696号・環自総発第2206301号

最終改正 令和7年4月24日 6消安第6803号・環自総発第2504241号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第31条第3号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。

1. 審査方法

申請者からの提出書類により、申請者が法第31条第3号に掲げる者に該当するか否かについて、2. 認定基準に基づき審査を行う。

2. 認定基準

以下の（1）から（3）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国の愛玩動物看護師学校養成所の卒業

次のアからエまでを満たす愛玩動物看護師学校養成所を卒業していること。

ア 愛玩動物看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限12年以上）又はこれと同等以上と認められる者であること。

イ 愛玩動物看護師学校養成所の修業年限

国内で受験資格を得るために必要な大学又は養成所の修業年限に照らし、（2）の教育科目の履修に十分な年数であること。

ウ 履修対象動物

履修対象動物が、法第2条第1項に規定する愛玩動物を含んでいること。

エ 当該国の判断

当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する免許（愛玩動物に加え、その他の動物種を対象

とするものを含む。以下同じ。) が取得できること、又は免許取得のための試験の受験資格を取得できること。

(2) 教育科目の履修

愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下「養成所指定規則」という。）別表等に規定する科目とおおむね同等以上（養成所指定規則で定める教育内容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和3年3月30日）のうち「〔4〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。）の科目を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上を履修していること。

(3) 日本語能力

日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験1級の認定を受けていること。

3. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書〔様式1〕

写真（4.5cm×3.5cm、申請前6か月以内に脱帽正面で撮影、裏面に氏名・生年月日を記入）を貼付すること。

(2) 履歴書〔様式2〕

学歴については、日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を各々の学校について西暦で記入すること。小学校から高等学校までの修業年数が12年未満の場合は、原則としてその事情が分かる書類を、外国で愛玩動物看護師に相当する免許を取得した者の場合は、その免許証の写しを添えること。

(3) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(4) 当該国における愛玩動物看護師制度の概要を説明する書類（免許制度、国家試験制度の有無について、法令の条文、担当行政庁のウェブサイト等の抜粋を提出すること。）

(5) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、

当該国における愛玩動物看護師に相当する免許又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

- （６）卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の教育内容及び時間数を明らかにした書類（時間数が記載されていること。）
- （７）愛玩動物看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表〔様式３〕
- （８）日本の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、日本語能力試験１級認定書及び成績書の写し
- （９）（１）から（８）までの書類のほか、必要に応じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が提出を求める書類

【書類を作成・提出する上での注意】

- １．提出書類の部数は各１部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、提出書類の持参・送付先及び締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。
- ２．（１）、（２）及び（７）は、所定の様式によること。
- ３．提出書類は客観性があるものとする。例えば、愛玩動物看護師学校養成所が発行した書類には、証明（当該愛玩動物看護師学校養成所のスタンプ等）を受けることとし、ウェブサイト等の電子データが公になっている情報を使用する場合は、当該情報が掲載されているURLを付記すること。
- ４．申請者の履修科目が、養成所指定規則で定める教育内容と合致していることについて、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和３年３月３０日）のうち「〔４〕履修すべき科目の到達目標」を参照すること。

5. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
6. 提出書類は、「3. 必要書類」の項に記載されている番号（（1）～（9））の順に揃え、原文、日本語訳の順とした上で、書類全体を通して、通し番号を振ること。
7. 受理した書類は返還しないので、必要な場合は申請者本人が複写を用意すること。また、提出した資料については、適宜写しを作成し、申請手続きが完了するまで適切に保管すること。
8. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に相談をすること。相談先は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。

年 月 日

農 林 水 產 大 臣 殿
環 境 大 臣

- 1 提出書類の記載が真実であること
- 2 提出書類の写しが原本と相違ないこと

履歴書

フリガナ	(セイ)			(メイ)		
氏名	(姓)			(名)		
学歴 (日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を記載) ※年は全て西暦で記載すること	年	月	～	年	月	学校名等
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
高等学校卒業までの修業年限	年			※修業年数が12年未満の場合は、原則としてその事情が分かる書類を添えること		

氏名

**愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と
卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表**

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の履修科目	時間数
	科目名	時間数		
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30		
	動物形態機能学	120		
	動物繁殖学	30		
	動物行動学	30		
	動物栄養学	60		
	比較動物学	60		
	動物看護関連法規	15		
	動物愛護・適正飼養関連法規	15		
	小計	360	小計	0
基礎動物看護学	動物看護学概論	30		
	動物病理学	30		
	動物薬理学	60		
	動物感染症学	90		
	公衆衛生学	60		
	小計	270	小計	0
臨床動物看護学	動物内科看護学	90		
	動物外科看護学	60		
	動物臨床看護学総論	30		
	動物臨床看護学各論	120		
	動物臨床検査学	30		
	動物医療コミュニケーション	30		
	小計	360	小計	0

愛護・適正飼養学	愛玩動物学	60		
	人と動物の関係学	30		
	適正飼養指導論	60		
	動物生活環境学	30		
	ペット関連産業概論	30		
	小計	210	小計	0
実習	動物形態機能学実習	30		
	動物内科看護学実習	120		
	動物外科看護学実習	90		
	動物臨床看護学実習	60		
	動物臨床検査学実習	60		
	動物愛護・適正飼養実習	60		
	動物看護総合実習	180		
	小計	600	小計	0
総計		1800	総計	0

※必要に応じ行を追加すること